

# 介護保険制度が変わります！

Vol.3 平成30年8月から改正された内容について

平成30年  
8月から

## 65歳以上で現役世代並みの所得がある人は、利用者負担の割合が3割になります

介護保険の維持継続と負担の公平性の面から利用者負担が見直され、これまで利用者負担の割合が2割だった人で、とくに所得の高い人の負担割合が3割に変更されます。

### 利用者負担の割合が3割になる人は

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の方は、サービスを利用した際の負担割合が3割になります。

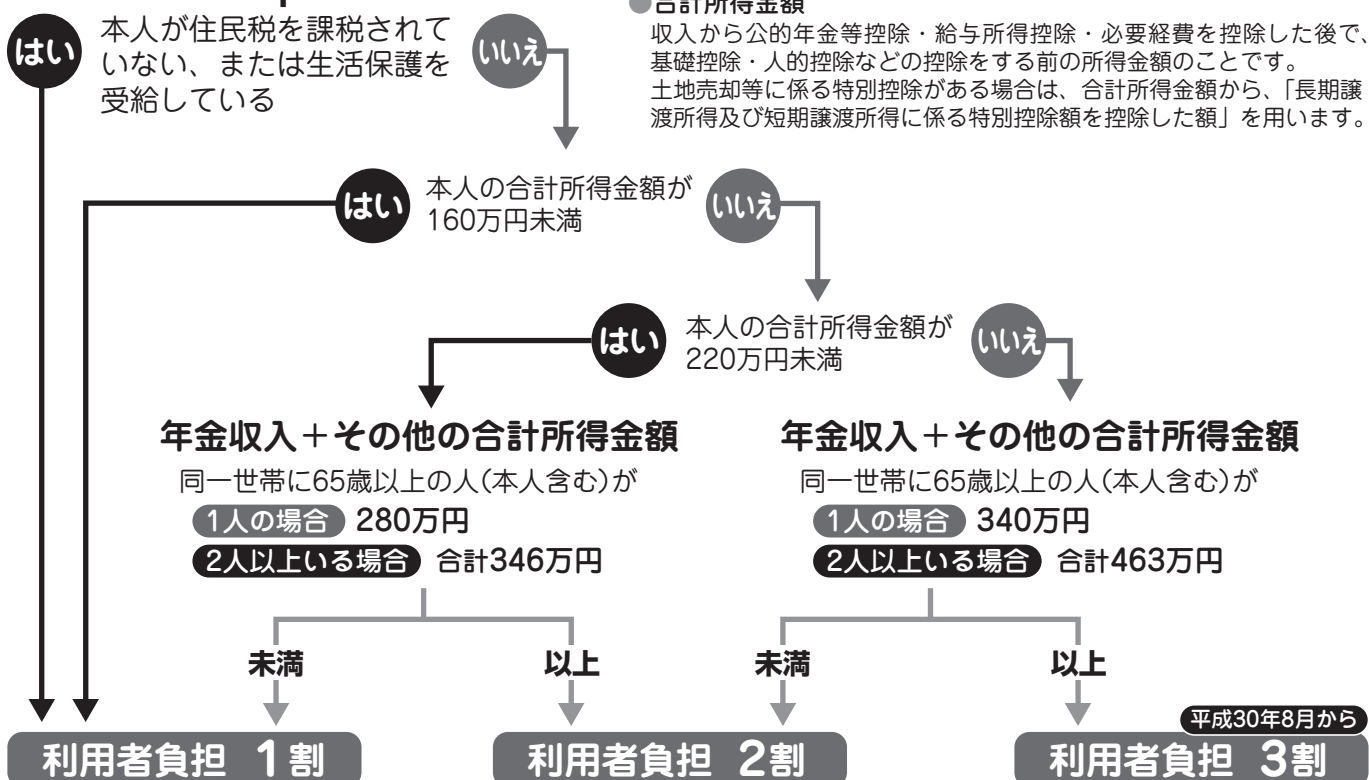
### 利用者負担の割合の決まり方

利用者本人と、同じ世帯にいる65歳以上の人の所得によって決まります。

利用者負担の割合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載されています。



### 65歳以上の人



問い合わせ先 住民福祉課健康介護班 ☎ 64-1472

# のき 議会 議動

## 6月定例村議会

会期 6月7日～6月14日

(主なものを掲載します)

### 報告

■(公財)関川村自然環境管理  
公社の経営状況報告

※平成29年度の事業並びに  
収支決算、平成30年度の事業  
・予算について報告するもの  
です。

■(株)パワープラント関川の経  
営状況報告

### 議案

■職員等の旅費に関する条例  
の一部を改正する条例

■税条例の一部を改正する条  
例

■関川村健康保険税条例の一  
部を改正する条例

### 補正予算

■平成30年度一般会計補正予  
算(第3号)

※歳入歳出それぞれ289  
0万円を追加し、総額48億1  
860万円とするものです。

■関川診療所特別会計補正予  
算(第2号)

※歳入歳出それぞれ740  
万円を追加し、総額8210  
万円とするものです。

### 同意

■農業委員の任命について左  
記のとおり同意されました。

- ・横山秀子さん(勝蔵)
- ・駒沢辰夫さん(鉦江沢)
- ・船山久治さん(下川口)
- ・堀隆義さん(沢)
- ・大島聡さん(上野新)

## 平成30年度国保健康保険税率が改正されました。

国民健康保険税は、国民健康保険制度を支える大切な財源の一つです。

平成30年度保険税率は、過去の医療費水準等から医療分を引き下げますが、収支不足が見込まれる  
支援分、介護分を引き上げます。ただし、全体として保険税率は引き下げとなります。

また、医療分の賦課限度額を国の改正にあわせて変更します。

なお、保険税の納付回数を年8回から年9回に増やし、1回あたりの納付額を軽減します。

【平成29年度】

|                 | 医療分               | 支援分     | 介護分     |
|-----------------|-------------------|---------|---------|
| 所得割             | 6.7%              | 3.0%    | 2.0%    |
| 均等割<br>(1人あたり)  | 21,000円           | 10,000円 | 11,000円 |
| 平等割<br>(1世帯あたり) | 18,000円           | —       | —       |
| 賦課限度額           | 54万円              | 19万円    | 16万円    |
| 納付回数            | 7月から翌年2月まで毎月(全8回) |         |         |



【平成30年度】

( )は増減

|                 | 医療分                  | 支援分                  | 介護分                  |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 所得割             | 6.0%<br>(▲0.7%)      | 2.8%<br>(▲0.2%)      | 2.0%                 |
| 均等割<br>(1人あたり)  | 18,000円<br>(▲3,000円) | 12,000円<br>(+2,000円) | 13,000円<br>(+2,000円) |
| 平等割<br>(1世帯あたり) | 15,000円<br>(▲3,000円) | —                    | —                    |
| 賦課限度額           | 58万円<br>(+4万円)       | 19万円                 | 16万円                 |
| 納付回数            | 7月から翌年3月まで毎月(全9回)    |                      |                      |

○年間の保険税は医療分、支援分、介護分の合算額となり、国保加入者の前年中の所得をもとに世帯単位で計算します。

- ・医療分・・・国保の医療費に充てるもの
- ・支援分・・・後期高齢者医療制度を支えるもの
- ・介護分・・・介護保険制度の費用に充てるもの

○医療分と支援分は全ての世帯にかかります。介護分は世帯の加入者に40歳から64歳までの方(介護2号被保険者)がいる場合にかかります。

○賦課限度額は年間保険税の上限額になります。

○年金天引きの方は、これまでどおり年金支給月(年6回)に年金から天引きされます。

**保険税の軽減基準額が  
引き上げられます**  
所得の少ない世帯は、均等割、平等割が軽減されます。

| 軽減区分 | 基準額    |        |
|------|--------|--------|
|      | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 5割軽減 | 27万円   | 27.5万円 |
| 2割軽減 | 49万円   | 50万円   |

国民健康保険税に関する問い合わせ先 税務会計課税務班 TEL 64-1451